

伊万里市公告第8号

公 告

大坪町市有地売払いの一般競争入札を次のとおり行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び伊万里市契約規則（平成21年規則第4号）第5条の規定により次のとおり公告する。

令和8年2月13日

伊万里市長 深浦 弘信



1 入札に付する物件

大坪町市有地

予定価格（最低売却価格）8,595,000円

(1) 土地

住所 ①伊万里市大坪町字小物成甲2849番1

②伊万里市大坪町字小物成甲2849番3

③伊万里市大坪町字小物成甲2850番1

地目 ①宅地 ②宅地 ③宅地

面積 ①334.14㎡ ②27.34㎡ ③206.90㎡

計568.38㎡

単価 1㎡当たり約15,121円

2 入札スケジュール

(1) 入札公告日 令和8年2月13日（金曜日）

(2) 入札参加申込み期間 公告の日から令和8年3月18日（水曜日）
15時00分まで

(3) 入札参加資格確認期間 令和8年3月18日（水曜日）から
令和8年4月10日（金曜日）まで

（暴力団関係者でないことを誓約書の内容で警察へ照会・確認）

(4) 入札執行日 令和8年4月17日（金曜日）16時00分から

(5) 売買契約締結及び契約保証金納付期限

土地売買契約書（案）を発送した日の翌日から原則2週間以内

(6) 売買代金納付期限 売買契約を締結した日から原則30日以内

3 入札会場

伊万里市役所 3F 第3会議室
(伊万里市立花町1355-1)

4 入札参加申込み

入札参加希望者は、必ず令和8年3月18日(水曜日)15時00分までに、入札参加事前申込書、市税の納税証明書(滞納のない証明)、印鑑登録証明書、誓約書、法人での申込みの場合は法人登記簿謄本を併せて伊万里市役所財政課管財係へ持参又は郵送(必着)してください。郵送の場合は、簡易書留を利用してください。

(上記入札参加申込期限までに入札参加申込みがない場合は、入札を行いません。)

5 入札の参加資格

入札は個人・法人を問わず参加できますが、次の(1)から(7)に掲げる条件のいずれかに該当する場合は参加できません。また、市有財産を売却する際の資格要件として、入札参加者等が暴力団関係者でないことを警察に照会、確認することとしておりますのでご承知ください。

なお、未成年者の場合は、法定代理人の同意書が必要です。

(1) 入札参加事前申込書を提出していない者

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者

(3) 一般競争入札参加事前申込書の提出日において、市町村税の滞納がある者

(4) 自己又は法人の役員等が次のいずれかに該当する者

(ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(イ) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(5) (4)のいずれかに該当する者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(6) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類する目的で使用しようとする者

(7) 前記(4)から(6)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

※契約締結後に、契約者が上記(2)から(7)に該当することが判明した場合は、当該契約は無効となります。

①【地方自治法施行令】

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

②【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

6 公序良俗に反する土地の使用等の禁止について

(1) 暴力団事務所の利用等の禁止

落札者は土地売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

(2) 風俗営業等の禁止

落札者は土地売買契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

7 入札保証金

入札に参加する者は、入札金額の100分の5以上の額を納付してください。

現金

入札の受付の際に入札保証金を預かります。なお、入札保証金は入札終了後に返還します。ただし、落札者については、契約締結時に契約保証金に全額充当します。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効となります。

(1) 入札に参加する資格のない者の入札

(2) 入札に関し不正な行為を行った者の入札

(3) 入札書の金額、氏名、印鑑その他主要な部分について誤脱又は判読不能なものがある入札

(4) 入札保証金を納付していない者の入札

(5) 入札書の金額が入札保証金の20倍を超える入札

(6) 入札者又は代理人が同一物件について複数の入札をしたときは、その全部の入札

(7) 入札者及び代理人がそれぞれ入札したときは、その両方の入札

(8) 代理人でその資格がない者が行った入札、又は代理人でその権限を証する書面（委任状）を提出せず、その資格について伊万里市の確認を得ていない者が行った入札

(9) 電信（FAX）等による入札

(10) 指定時間までに必要書類を提出しなかった者の入札

(11) 記載事項を訂正し若しくは挿入し又は削除した場合に、その箇所に押印の無い入札（ただし、入札金額の訂正はできません）

- (12) 入札に関し、伊万里市の担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (13) 前各号に掲げるものの他、「入札案内書」に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

9 入札の中止等

- (1) 入札参加者及びこれに関係を有する者が共謀結託その他不正を行い、又は行おうとしていると認めたときは、入札を中止します。
- (2) 天変地異その他やむを得ない事情が発生した場合は、入札を延期し又は取りやめることがあります。なお、この場合における損害は入札者の負担とします。

10 その他必要事項

- (1) 入札物件は原則としてすべて現況引渡しです。当該土地のすべての工作物、樹木等を含みます。
- (2) 原則として土壌調査等物件にかかわる個別調査は行っていません。
- (3) 開発など建物を建築するに当たっては、都市計画法、建築基準法及び市の条例等により、指導がなされる場合や、開発負担金等が必要になる場合がありますので、必ず事前に関係機関に相談のうえ、確認を行ってください。
- (4) 契約後、何か出土したり、工作物、樹木が倒壊したといった場合や地盤が脆弱であったり、地滑りが発生したといった場合も伊万里市は基本的に責任を負いません。
- (5) 売買契約締結時から売買物件の引き渡しの日までの間において、伊万里市の責めに帰すことのできない理由により売買物件の滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は落札者の負担とします。また、売買代金の減額を請求することはできません。
- (6) 入札者及び代理人が使用する印鑑は各書類とも同じものを使用してください。
- (7) 売買契約及び登記は、入札参加事前申込書に記載された名義で行います。
- (8) 落札物件の活用に当たっては法令等の規制を必ず遵守してください。

11 都市計画法・建築基準法関係

都市計画：非線引都計区域

高度制限：無指定

防火地域：無指定

《問合先》

伊万里市役所 総合政策部 財政課管財係

電話 0955-23-2113 (直通)

〒848-8501

佐賀県伊万里市立花町1355番地1